

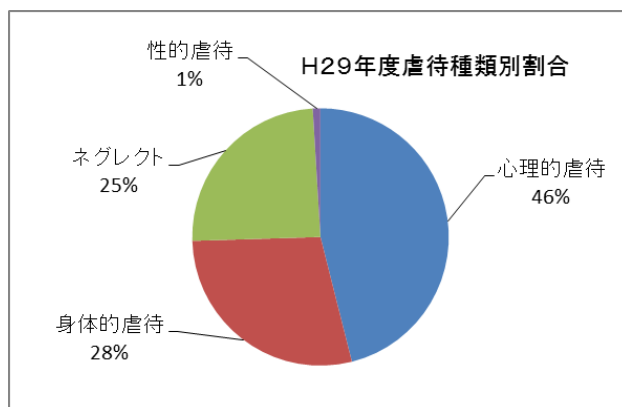
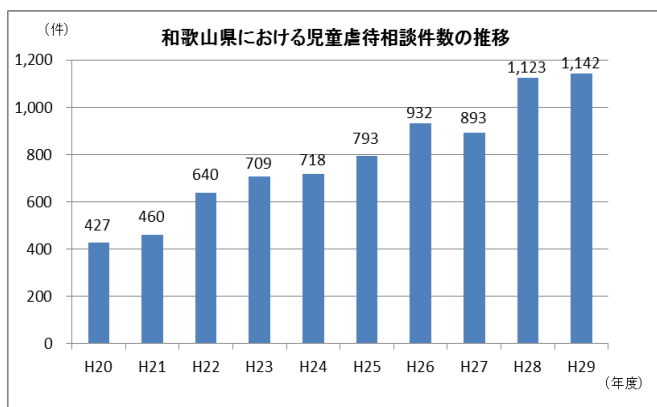
子供への虐待に気づいたことはありませんか？

子供の虐待について

子供の虐待は、子供の身体・精神に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は、死に至ることもあります。最近、東京都内で5歳の女児が両親からの虐待により死亡するという痛ましい事件が発生しました。子供の健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

平成29年度に県内の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は1,142件であり、平成20年度の427件から約2.7倍に増加しています。

また、虐待種類別の割合は、心理的虐待（言葉による脅しなど）が46%と最も高く、身体的虐待（殴る・蹴るなど）28%、ネグレクト（食事を与えない・自動車の中に放置するなど）25%、性的虐待（子供への性的行為など）1%の順になっています。心理的虐待の件数の割合が依然として高いのは、子供の面前で家族らに暴力をふるう「面前DV」が多いためだと考えられます。



チェック

子供の虐待については、早期発見・早期対応が重要です。

虐待を受けている子供自身は、他の家庭の状況を知らないため、自分が殴られる、食事を与えられない等を受けていても「自分が悪いからだ」と自分を責めていることがあります。このように虐待を受けている子供自身から「助けて」の相談がしにくくなっているため、虐待かもしれないと気づいた場合は、ためらわずに下記の相談窓口にご相談ください。連絡は匿名で行うこともでき、連絡した方とその内容に関する秘密は守られます。※出産や子育てに悩みのある方も、一人で悩まず最寄りの市町村や児童相談所に相談してください。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（お近くの児童相談所につながります）
県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-5312
県紀南児童相談所 ☎0739-22-1588
県紀南児童相談所新宮分室 ☎0735-21-9634
各市町村児童福祉担当窓口（各市町村役場でお問い合わせください）

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

